

定数は維持 報酬は増額！

委員会にて報酬増額決定！

昨年5月に議員定数等調査特別委員会を設置し、議会のあるべき姿から定数、報酬を議論してきました。これまでの議論の状況については、議会だよりの特集にて報告してきました。この度、議論の最大の焦点となっていた報酬額が一定の結論に達しました。

議会活動の根幹ともいえる委員会活動。このコーナーでは、各委員会できらえる課題や調査事項など、各委員会活動を紹介します。

委員会増額案：議員 21万5,000円 (現報酬額より2万6,000円増額)

多くの議論の中では、なり手不足に焦点をあて、議員として生活できる報酬額へという考えもありましたが活動量を算定の根拠としました。しかし、議員の活動は定例会や委員会活動の他、地域の会合や行事への参加などどこまでを議員活動とするかが不確定であることから、活動量に物価上昇率を加味することとし、それぞれを按分し報酬額を算定しました。

報酬額算定の根拠

根拠1 活動日数からの算定 (平成29年度活動日数)

議員の活動日数と町長の活動日数の比率を算定し、町長の年間報酬に掛けて算定。

平成29年度議員活動日数：
議会活動日数45日 + 日常活動日数48日 = 93日
町長の活動日数との比率：
議員活動日数93日 ÷ 町長の活動日数307日 = 30.3%

議員の報酬額：町長の月額報酬額78万4,000円 × 30.3%
= 23万7,400円 - ①

根拠2 消費者物価指数の上昇率から算定

※現在の報酬額と同額になった平成6年からの上昇率

平成6年消費者物価指数：1.033%
平成28年消費者物価指数：1.055%
上昇率：2.13%

議員の報酬額：現行の議員報酬額18万9,000円 × 2.13% = 4,025円
18万9,000円 + 4,025円 = 19万3,025円 - ②

①の50% ②の50%
↓ ↓
11万8,700円 + 9万6,512円 = 21万5,212円
端数整理して 21万5,000円とする。

議長、副議長、委員長報酬については、現時点の議員報酬額と各役職報酬額の差額を上乗せすることといたします。

◎議長 21万5,000円+9万円 (差額) = 30万5,000円
◎副議長 21万5,000円+3万2,000円 (差額) = 24万7,000円
◎委員長 21万5,000円+1万3,000円 (差額) = 22万8,000円

今後の動き

今回、特別委員会の方で決めた定数及び報酬額については、次のように取り進めることとなります。

◎住民への説明：議会報告会にて総意を説明 (8月~10月)
↓
◎定例会にて中間報告を行い、議会全体の総意を得る。(9月)